

身体拘束の適正化のための指針

1. 施設における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

身体拘束は利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を拒むものです。当事業所では障害のある利用者の尊厳を尊重し、適切な施設運営を進めていくために、職員一人ひとりが身体拘束を安易に正当化することなく、身体的、精神的弊害を理解し、身体拘束廃止に向けた意識を高め、身体拘束等の適正化に務めます。

(1) 指定障害者支援施設等における運営基準の身体拘束等の禁止規定

「指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」第48条においては「指定障害者支援施設等は施設障害福祉サービスの提供に当たっては利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない」とされています。

(2) 緊急やむを得ない場合の例外三原則

利用者一人ひとりの心身の状況を勘案し、疾病や障害を理解した上で身体拘束を行わない支援をすることが原則です。しかしながら、同じく「指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」第48条第2項においては、「指定障害者支援施設等は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない」とされています。このことから、以下の三つの要素の全てを満たす場合には、必要最低限の身体拘束を行う場合があります。

①切迫性

利用者本人または他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

②非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。

③一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

2. 当事業所における基本方針

(1) 身体拘束の原則禁止

当事業所においては、原則として身体拘束及びその他の行動制限を禁止します。

(2) やむを得ず身体拘束及びその他の行動制限を行う場合

本人又は他利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は虐待防止委員会にて検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性、非代替性、一時性の

三要件の全てを満たした場合のみ、個別支援計画書において本人又は保護者のへの同意を得て行います。また、身体拘束を行った場合は、その状況について経過記録を行い、出来るだけ早期に拘束を解除すべく努力します。

(3) サービス提供時における留意事項

身体拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組みます。

- ①利用者主体の行動、尊厳ある生活の保持に務めます。
- ②言葉や対応等で、利用者の精神的自由を妨げないように努めます。
- ③利用者の思いをくみ取り、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、個々に応じた丁寧な対応をします。
- ④利用者の安全を確保する観点から、利用者の身体的、精神的な自由を安易に妨げるような行動は行いません。万が一、やむを得ず安全確保を優先する場合は虐待防止委員会において検討します。
- ⑤「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者に主体的な生活をしていただけるように努めます。

(4) 利用者、保護者への説明

利用者の人権を尊重し、安心してサービスを利用して頂くため、サービス契約時に事業所の方針を説明します。当事業所は利用者及び保護者の生活に対する意向を確認し、支援の方向性を提案することで、身体拘束廃止に向けた取り組みについて、理解と協力を得られるように努めます。

3. 身体拘束廃止及び適正化に向けた体制

当事業所では身体拘束の廃止及び適正化に向けて、虐待防止委員会の中で身体拘束の適正化に向けた検討を行います。

(1) 設置目的

- ①事業所での身体拘束廃止及び適正化に向けた現状把握及び改善についての検討。
- ②身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討。
- ③身体拘束を実施した場合の解除の検討。
- ④身体拘束廃止に関する職員全体への研修。

(2) 虐待防止委員会の構成員

- ①委員長 施設長（虐待防止責任者）
- ②委員 支援課長
- ③委員 施設入所係長（2名）
- ④委員 生活介護係長（2名）
- ⑤委員 地域支援部係長
- ⑥委員 医務係長

(3) 協議等の開催

原則年に1回以上、委員会を開催します。また、緊急時等必要ある時は、随時委員会を開催します。

4. やむを得ず身体拘束を行う場合の対応

本人又は他の利用者の生命又は身体を保護する為の措置として緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施します。

(1) 虐待防止委員会の実施

緊急やむを得ない状況に対し、虐待防止委員会において拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行うことを選択する前に切迫性、非代替性、一時性の三要件をすべて満たしているかどうかについて確認をします。要件を検討、確認した上で、身体拘束を行うことを選択した場合は拘束方法、場所、時間帯、期間等について検討します。

(2) 利用者本人や保護者に対する説明

身体拘束の内容、目的、理由、拘束時間又は時間帯、期間、場所、解除に向けた取り組み方法を詳細に記入した個別支援計画書（計画）期間を超え、なお身体拘束を必要とする場合は、事前に利用者や保護者に身体拘束の内容と今後の方向性、利用者の状態等を説明し、同意を得た上で実施します。

(3) 記録と再検討

法律上、身体拘束に関する記録は義務付けられており、その様子や心身の状況、やむを得なかった理由及び解除に向けての取り組み方法等を記録します。また、個別支援計画書（報告）において、やむを得ず身体拘束を行った場合の内容、目的、理由、拘束時間又は時間帯、期間、場所を記入します。当該記録をもとに身体介助の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を随時検討します。記録は5年間保存し、要望があれば提示できるものとします。

(4) 拘束の解除

記録と再検討の結果、身体介助を継続する必要性がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除し、その旨を利用者、保護者に報告します。

5. 身体拘束廃止、改善のための職員研修

支援に関わる職員に対して、身体拘束廃止と人権を尊重したケアの施行について研修を行います。

(1) 定期的な研修（年に1回）の実施。

(2) その他の必要な教育、研修の実施。

6. 利用者等に対する指針の閲覧

この指針は書面として備え置き、利用者又は保護者等関係者からの求めに応じ、閲覧に供するものとします。また、ホームページに掲載を行い、積極的な閲覧の推進に努めます。

附則 本指針は令和5年4月1日より施行する。